副業・兼業人材活用促進補助金実施要綱

（趣旨）

第１条　県は、県内中小企業の副業・兼業人材の活用を促進するため、長崎県プロフェッショナル人材戦略拠点（以下「プロ拠点」という。）を通じた副業・兼業人材の活用に要する経費について、予算の定めるところにより、副業・兼業人材活用促進事業補助金を交付するものとし、その交付については、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。）及び長崎県産業労働部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第299号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及びその他の法令の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1)　 中小企業

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条第１項に規定する中小企業者をいう。

　(2)　 プロ人材

専門的な技術や免許資格、知識や技能を有し、新たな商品・サービスの開発、その販路の開拓や個々のサービスの生産性向上などの具体的な取組を通じて、企業の成長戦略を具現化していく人材をいう。

　(3)　 副業・兼業

就業者が、雇用契約又は業務委託契約等に基づき、業務や期間を限定して仕事を受託することをいう。

（補助事業者）

第３条　補助事業者は、長崎県内に本社又は主たる事業所を有する中小企業者等であり、かつ、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

(1)　 プロ拠点を通じて、過去に副業・兼業人材を活用したことがないこと。

(2)　 県税、法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。又は、納税に関して、正式な猶予の手続きを経ていること。

(3)　 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。

(4)　 暴力団若しくは暴力団員でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。

(5)　 性風俗関連営業、接待を伴う飲食等営業又はこれらの営業の一部を受託する営業を行っていないこと。

(6)　 その他、補助することが適当でないと知事が認める者でないこと。

（補助対象事業等）

第４条　補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、プロ拠点を通じて初めて副業・兼業人材を活用する事業とする。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業については、補助金の交付対象としないものとする。

(1)　 マニュアルに基づく定型的な業務や単純作業など、プロ人材の知見・ノウハウを必要としない事業

(2)　 活用する副業・兼業人材が、事業主、役員の３親等以内の親族であるとき

(3)　 同一の補助事業について、国、県、市町等、他の公的機関等から補助金の交付を受けている又は将来補助金の交付を受けることが確定しているとき

（補助対象経費等）

第５条　補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）等は、別表１に定めるものとする。ただし、消費税及び地方消費税は補助対象経費から除外する。

（補助率・補助限度額）

第６条　補助金額は、補助対象経費の10分の８以内とし、上限は50万円とする。

２　算出した補助金額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第７条　規則第４条の規定による交付申請は、副業・兼業人材活用促進補助金交付申請書（様式第１号）によるものとし、次の各号に掲げる書類を添付し、別に定める期限までに、知事に提出しなければならない。

(1)　 補助事業計画書

(2)　 収支予算書

(3)　 誓約書

(4)　 副業・兼業人材の経歴等が確認できる書類（履歴書等の写し）

(5)　 税の未納がない証明書（県税、法人税または所得税、消費税及び地方消費税）

(6)　 その他知事が必要と認める書類

（交付決定前の事前着手）

第８条　交付申請者は、交付の決定前に交付申請者の責任においてやむを得ず事業に着手

する場合は、副業・兼業人材活用促進補助金事前着手届出書（様式第２号）を第７条第１項の規定による交付申請書に併せて知事に提出しなければならない。

２　知事は、前項の届出書を受理した場合には、交付申請書に添付する事業計画書等の趣旨に合致することを確認したうえで、令和７年４月１日から交付決定の前までに行われた事業に要する経費を補助対象とすることができる。

（補助金の交付決定）

第９条　知事は、前条の申請があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、補助金の交付決定を行い、副業・兼業人材活用促進補助金交付決定通知書（様式第３号）により通知するものとする。

２　知事は、前項の通知に際して補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付すことができる。

（補助事業の変更、中止又は廃止）

第10条　補助事業者は、補助事業の内容を変更、中止又は廃止しようとするときは、副業・兼業人材活用促進補助金変更交付（中止・廃止）申請書（様式第４号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費の20パーセント以内の増減等、補助額の変更を伴わない軽微な変更についてはこの限りでない。

２ 知事は、前項の報告を受けた場合は、その内容を精査し、要件に適合すると認められるときは、変更交付、中止又は廃止の承認を行うとともに副業・兼業人材活用促進補助金変更交付（中止・廃止）決定通知書（様式第５号）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条　規則第13条の規定による実績報告は、副業・兼業人材活用促進補助金実績報告書（様式第６号）によるものとし、次の各号に掲げる書類を添付し、補助事業が完了した日から起算して30日以内又は当該年度の2月10日のいずれか早い期日までに、知事に提出しなければならない。

(1)　 事業報告書

(2) 収支精算書

(3) 補助対象経費を支払ったことを証する書類（領収証の写し等）

(4)　 その他知事が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第12条　規則第14条の規定による通知は、副業・兼業人材活用促進補助金交付確定通知書（様式第７号）によるものとする。

（補助金の支払）

第13条　知事は、前条による補助金の額を確定した後、補助事業者に対して精算払の方法により補助金を支払うものとする。

２　規則第16条の規定による補助金の交付請求は、副業・兼業人材活用促進補助金交付請求書（様式第８号）によるものとする。

（補助金の交付決定の取消等）

第14条　知事は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、又は補助金の交付の内容、条件、その他法令若しくはこれに基づく処分に違反したときは、額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

２　知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係 る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、その返還を命ずる。

（補助金の経理）

第15条　補助事業者は、この補助事業に係る経理についての収入及び支出の事実を明確にした帳簿及び証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から５年間保存しなければならない。

（その他）

第16条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

（適用）

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表１

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 区　分 | 定　　　義 |
| １ | 紹介手数料 | 民間人材ビジネス事業者へ支払った紹介手数料 |
| ２ | 報酬 | 副業・兼業人材に支払った報酬 |
| ３ | 交通費・宿泊費 | 〇副業・兼業人材が、補助事業に従事するため、居住地から就業地（長崎県内に限る）まで公共交通機関で移動する際の交通費及び就業地で宿泊する際の宿泊費。  〇交通費及び宿泊費は、「長崎県職員等の旅費に関する条例」等に基づき算出した額または実費のいずれか低い額とする。  〇１回の往復移動に伴う交通費の実費負担の合計額が１万円未満の場合は対象外とする。 |

≪留意事項≫

・消費税及び地方消費税額は対象外とする。

・副業・兼業人材との契約期間は５カ月を上限とする。

・同時に複数人の副業・兼業の活用を開始した場合は、その中の１人分のみを補助対象とする。

様式第１号（第７条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　長崎県知事　　　　　　　様

（交付申請者）

住　所

名　称

代表者役職・氏名

副業・兼業人材活用促進補助金交付申請書

長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16条）第４条の規定により、関係書

類を添えて申請します。

記

関係書類

１　補助事業計画書

２　収支予算書

３　誓約書

４　副業・兼業人材の経歴等が確認できる書類（履歴書等の写し）

５　税の未納がない証明書（県税、法人税、消費税及び地方消費税）

６　その他知事が必要と認める書類

＜発行責任者及び発行担当者＞

発行責任者：氏名　　　　　　　　　　　　連絡先：　　　－　　　－

発行担当者：氏名　　　　　　　　　　　　連絡先：　　　－　　　－

様式第２号（第８条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

長崎県知事　　　　　　　　　　　様

（交付申請者）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者役職・氏名

副業・兼業人材活用促進補助金事前着手届出書

　副業・兼業人材活用促進補助金について、　下記条件を承諾のうえ事前着手したいので、副業・兼業人材活用促進補助金実施要綱第８条の規定により届出します。

記

(1)　補助事業に要する経費　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

(2)　補助金交付申請額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

(3)　事前着手承認希望日　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　 補助事業完了予定日　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

(4)　事前着手が必要な理由

＜条　件＞

①事業主体の責任において事前着手することとし、交付決定にならなかった場合は事業主体の負担となること

②交付決定額が交付申請額に達しない場合においても異議はないこと

発行責任者及び担当者

　発行責任者　　　　　　（連絡先　　　　－　　　－　　　　）

　発行担当者　　　　　　（連絡先　　　　－　　　－　　　　）

※発行責任者は、代表取締役、支店長、営業所長等の、社内において権限の委任を受けた役職者、発行担当者は、本申請に関する事務を担当する者としてください。

様式第３号（第９条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第 号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　（補助事業者名称）

　（代　表　者　名）　　様

長崎県知事　　　　　　　印

副業・兼業人材活用促進補助金交付決定通知書

　 年　月　日付けで申請のあった副業・兼業人材活用促進補助金について、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16条）第５条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、同規則第７条の規定により通知します。

記

１　交付決定額　　　金　　　　　　　　　　　　　　円

様式第４号（第10条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　長崎県知事　　　　　　　様

（補助事業者）

住　所

名　称

代表者役職・氏名

副業・兼業人材活用促進補助金変更交付（中止・廃止）申請書

　　年　　月　　日付け　　第　　　号で交付決定のあった副業・兼業人材活用促進事業について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16条）第11条第２項第１号（※中止・廃止の場合は、第２号）の規定により承認を申請します。

記

１　変更（中止・廃止）の理由

２　変更の内容（※中止・廃止の場合は不要）

３　中止・廃止年月日（※変更の場合は不要）

※交付申請の添付書類に準じて、変更前と変更後の内容がわかる書類を添付すること。

　（※中止・廃止の場合は不要）

様式第5号（第10条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第 号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　（補助事業者名称）

　（代　表　者　名）　　様

長崎県知事　　　　　　　印

副業・兼業人材活用促進補助金変更交付（中止・廃止）決定通知書

　　年　月　日付けで申請のあった副業・兼業人材活用促進補助金の変更（中止・廃止）については、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16条）第11条第２項第１号（※中止・廃止の場合は、第２号）の規定により承認します。

記

１　変更後の交付決定額　　　金　　　　　　　　　円

様式第6号（第11条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　長崎県知事　　　　　　　様

（補助事業者）

住　所

名　称

代表者役職・氏名

副業・兼業人材活用促進補助金実績報告書

年　　月　　日付け　　第　　　号で交付決定通知のあった副業・兼業人材活用促進事業について、補助事業を完了したので、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16条）第13条の規定により、関係書類を添えて実績を報告します。

記

１　事業完了年月日　　　　　　　年　　月　　日

２　関係書類

(1) 事業報告書

(2)　 収支精算書

　(3) 　補助対象経費を支払ったことを証する書類（領収書の写し等）

　(4) 　その他知事が必要と認める書類

様式第7号（第12条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第 号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　（補助事業者名称）

　（代　表　者　名）　　様

長崎県知事　　　　　　　印

副業・兼業人材活用促進補助金交付確定通知書

　　年　　月　　日付け　　第　　　号で交付決定した副業・兼業人材活用促進補助金について、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16条）第14条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

１　交付確定額　　　金　　　　　　　　　　　　　　円

様式第8号（第13条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　長崎県知事　　　　　　　様

（補助事業者）

住　所

名　称

代表者役職・氏名

副業・兼業人材活用促進補助金交付請求書

　　年　月　日付け　第　号で交付確定通知のあった副業・兼業人材活用促進補助金について、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16条）第16条の規定により、下記のとおり請求します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

１　交付決定額　　　金　　　　　　　　　　　　　　円

２　額の確定額　　　金　　　　　　　　　　　　　　円

３　請　求　額　　　金　　　　　　　　　　　　　　円

４　支　払　先

口座振替

|  |  |
| --- | --- |
| 振込先金融機関名・支店名 |  |
| 預金種別 | 普通　　　/ 　　　当座 |
| 口座番号 |  |
| 口座名義（カナ） |  |

　　※口座名義と補助事業者が異なる場合は委任状が必要です。